

旧	新
<p>第2条（申込条件及び留意点等）</p> <p>1. 会員は、本カードの申込にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。</p> <p>（1）会員は、別途、当社が定める「PayPay カード会員メニュー利用者規定」、「PayPay カード個人情報の取扱に関する同意条項」及び「電磁化書面規定（割販）」（以下総称して「各サービス規約」といいます。）に承諾のうえ、入会後に各サービス規約に定める必要な登録手続等を直ちに行うものとします。</p> <p>（2）会員は、本カードの利用にあたり、各サービス規約に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることを承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。但し、会員の承諾にかかわらず、電磁的方法ではなく書面で交付する場合があります。</p> <p>（3）前号にかかわらず、会員は、書面での交付を希望する場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、法令等で交付が必要な書面その他当社が特に認めた場合については発行手数料を免除することがあります。</p> <p>（4）会員は、第15条1項に定める支払口座を当社が定める期間以内に届け出たうえで、口座振替等の手続を完了するものとします。なお、口座振替等の手続には時間を要する場合があります。</p> <p>（5）当社が定める期間内に前号の手続が完了しない場合において、当社が会員に本カードに係る「振込依頼書」を送付したときは、当社所定の発行手数料を会員は支払うものとします。ただし、当社が特に認めた場合においては、当該発行手数料は免除されるものとします。</p> <p>2. 前項第3号及び第5号の発行手数料は、当社所定のウェブサイト又はPayPay カード会員メニュー（以下「会員サイト」といいます。）で告知その他当社所定の方法でお知らせいたします。なお、発行手数料を変更する場合は、当社はあらかじめ通知又は公表いたします。</p>	<p>第2条（申込条件及び留意点等）</p> <p>1. 会員は、本カードの申込にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。</p> <p>（1）会員は、別途、当社が定める「PayPay カード会員メニュー利用者規定」、「PayPay カード個人情報の取扱に関する同意条項」及び「電磁化書面規定（割販）」（以下総称して「各サービス規約」といいます。）に承諾のうえ、入会後に各サービス規約に定める必要な登録手続等を直ちに行うものとします。</p> <p>（2）会員は、本カードの利用にあたり、各サービス規約に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることを承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。但し、会員の承諾にかかわらず、電磁的方法ではなく書面で交付する場合があります。</p> <p>（3）前号にかかわらず、会員は、書面での交付を希望する場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、法令等で交付が必要な書面その他当社が特に認めた場合については発行手数料を免除することがあります。</p> <p>（4）会員は、第15条1項及び2項に定める支払口座を当社が定める期間以内に届け出たうえで、口座振替等の手続を完了するものとします。なお、口座振替等の手続には時間を要する場合があります。</p> <p>（5）当社が定める期間内に前号の手続が完了しない場合において、当社が会員に本カードに係る「振込依頼書」を送付したときは、当社所定の発行手数料を会員は支払うものとします。ただし、当社が特に認めた場合においては、当該発行手数料は免除されるものとします。</p> <p>2. 前項第3号及び第5号の発行手数料は、当社所定のウェブサイト又はPayPay カード会員メニュー（以下「会員サイト」といいます。）で告知その他当社所定の方法でお知らせいたします。なお、発行手数料を変更する場合は、当社はあらかじめ通知又は公表いたします。</p>
<p>第15条（支払方法）</p> <p>1. カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といい、分割払及びボーナス払は分割支払金を指し、リボルビング払は弁済金を指します。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下総称して「支払債務」といいます。）は、原則として毎月末日に締め切る（以下「締切日」といいます。）ものとし、会員は、翌月27日（金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」といいます。）にあらかじめ当社の指定する金融機関又は収納代行会社（以下「金融機関等」といいます。）と約定した預金口座、証券総合口座又はゆうちょ銀行口座（以下「支払口座」といいます。）から口座振替、収納代行又は自動払込の方法（以下「口座振替等」といいます。）により支払うものとします。ただし、支払方法について別の</p>	<p>第15条（支払方法）</p> <p>1. カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といい、分割払及びボーナス払は分割支払金を指し、リボルビング払は弁済金を指します。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下総称して「支払債務」といいます。）は、原則として毎月末日に締め切る（以下「締切日」といいます。）ものとし、会員は、翌月27日（金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」といいます。）にあらかじめ当社の指定する金融機関又は収納代行会社（以下「金融機関等」といいます。）と約定した預金口座、証券総合口座又はゆうちょ銀行口座（以下「支払口座」といいます。）から口座振替、収納代行又は自動払込の方法（以下「口座振替等」といいます。）により支払うものとします。ただし、支払方法について別の</p>

定めがある場合又はあらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって口座振替等に代えることができます。なお、事務上の都合により翌々月以降の支払日の支払となることがあります。

2. 当社は、会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細（以下「利用明細」といいます。）及び残高を原則支払月の当月 12 日頃に会員サイト上で表示し、会員にその旨及び当月の請求予定金額を会員のメールアドレスへ通知します。会員は、速やかに当該カードの利用明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、当社は、会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。

3. 当社は、会員から前項の利用明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

4. 明細書は、本条第 3 項ただし書に定める場合を除いて、会員が申請を行い当社が認める場合に限り発行し、会員の届出住所に郵送します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。

5. 支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。

6. 当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの内容について異議のないものとします。

7. 当社は、前項に定める支払債務への充当によらず会員に返金する場合、原則として、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又は会員から他の方法による返金の申し出を受け当社が認めた場合には、その方法によるものとします。

別の定めがある場合又はあらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって口座振替等に代えることができます。なお、事務上の都合により翌々月以降の支払日の支払となることがあります。

2. 当社は、当社が特に必要と認めた会員が、前項に定める会員の支払債務につき、会員の代わりに当社へ支払うよう第三者（以下「口座名義人」といいます。）に委任し、口座名義人がこれを受任している場合、口座名義人の金融機関の預金口座から口座振替等ができるものとし、この場合においても、会員は本規約に定める一切の支払債務を負担するものとし、当社が必要と認めた場合には、当社は、直接会員に支払債務の支払いを求めることができ、その場合に会員は、口座名義人へ支払いの委任をしたことを理由に、当社への支払いを拒むことはできないこととします。

3. 当社は、会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細（以下「利用明細」といいます。）及び残高を原則支払月の当月 12 日頃に会員サイト上で表示し、会員にその旨及び当月の請求予定金額を会員のメールアドレスへ通知します。会員は、速やかに当該カードの利用明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、当社は、会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。

4. 当社は、会員から前項の利用明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

5. 明細書は、本条第 3 項ただし書に定める場合を除いて、会員が申請を行い当社が認める場合に限り発行し、会員の届出住所に郵送します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。

6. 支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。

7. 当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの内容について異議のないものとします。

8. 当社は、前項に定める支払債務への充当によらず会員に返金する場合、原則として、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものと

します。ただし、支払方法について別の定めがある場合又は会員から他の方法による返金の申し出を受け当社が認めた場合には、その方法によるものとします。

2021年12月1日

2022年1月27日